第一の十一の㈢のハ中㈠を㈡とし、同ハの㈢中「㈠」を「㈡」に改め、同㈢を㈠とし、同ハの㈡の次に次のように加える。

㈡　だったんそば

項目	最低限度	最高限度			
等級	形質	水分（%）	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物		
			計（%）	異種穀粒（%）	異物（%）
一等	一等標準品	一五・〇	五	一	〇
二等	二等標準品	一五・〇	一五	二	〇
三等	三等標準品	一五・〇	二五	三	一

規格外―一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないそばであって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの

第一の十一の㈢の附中四を六とし、三を五とし、二を四とし、一の次に二及び三として次のように加える。

二　普通そばには、だったんそばが〇%を超えて混入していてはならない。

三　だったんそばには、普通そばが、一等のものにあっては一%、二等のものにあっては二%、三等のものにあっては三%を超えて混入していてはならない。

○農林水産省告示第千六百二十八号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	CAPURTEC	ジャパンアグリバイオ株式会社 東京都中央区入船一丁目５番11号	第25644号 平成24年５月22日
〃	CAPPUCITEC	〃	第25645号 平成24年５月22日
Dianthus caryophyllus L.	BARKAFKA	BARBERET & BLANC, S.A. Camino Viejo, 205 30890 Puerto Lumbreras Murcia, Spain	第24203号 平成24年５月22日
Glycine max (L.) Merr.	夏どり丹波黒１号	京都府 京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町	第24778号 平成24年５月21日
Helleborus L.	野田　１号	野田一郎 東京都杉並区今川４丁目20―12	第25562号 平成24年５月17日
Phalaenopsis Group	アダチピンク	株式会社アダチ 福岡県北九州市戸畑区中原新町１番３号	第25202号 平成24年５月25日
Solanum lycopersicum L.	AS-220	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目１番１号	第23903号 平成24年５月30日
		Rijk Zwaan Zaadteelt en Zaadhandel B.V. Burgemeester Crezeelaan 40, 2678KX De Lier, The Netherlands	
〃	AS-221	〃	第23904号 平成24年５月30日

○農林水産省告示第千六百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市漆垣内町一六六、一六八の一、一六八の一五、一六九の一、一七〇の一、一七一の一、一七二の一、一七二の四、一七二の七、一七三の一、一七三の二、一七四の一、一七四の二、一七五の一から一七五の三まで、一八〇

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県関市上之保字仏岩二四八一七の三、字小屋ケ洞二四八四二の一、二四八五七の三、二四八八の一、二四八五七の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字仏岩二四八一七の三・字小屋ケ洞二四八四二の一・二四八四八の一・二四八五七の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県可児市瀬田字島田八の一、二三の一（次の図に示す部分に限る。）